

【報告事項】第8次医療計画及び地域医療構想について

医療政策課

1 国の動向

(1) 医療計画関係

今般の COVID-19 への対応を踏まえ、今後新興感染症等の感染が拡大した際に必要な対策が機動的に講じられるよう、医療計画の記載事項に「新興感染症等の感染拡大時における医療」を第8次医療計画（令和6年度～令和11年度）から追加。

令和4年6月を目途に、これまでの COVID-19 への対応について検証を行い、今後の感染症危機に対応するための感染症法等のあり方についてとりまとめ、次回臨時国会に感染症法等の改正案が提出される見込み。

これらを踏まえた第8次医療計画に係る国のガイドラインは、令和5年1月～3月頃に示される予定。

(2) 地域医療構想関係

令和3年12月に開催された「地域医療確保に関する国と地方の協議の場」において、国は地方側に対し、令和4年度・令和5年度に地域医療構想に係る民間医療機関も含めた各医療機関の対応方針の策定や検証・見直しを要請。

同月に開催された経済財政諮問会議では、上記の内容を「新経済・財政再生計画 改革工程表 2021」に反映することを決定。これにより、再編統合の検討を求められた公立・公的医療機関（以下「再検証対象医療機関」）の今後の在り方については、令和5年度までに結論を出すこととなった。

2 今後の県の進め方

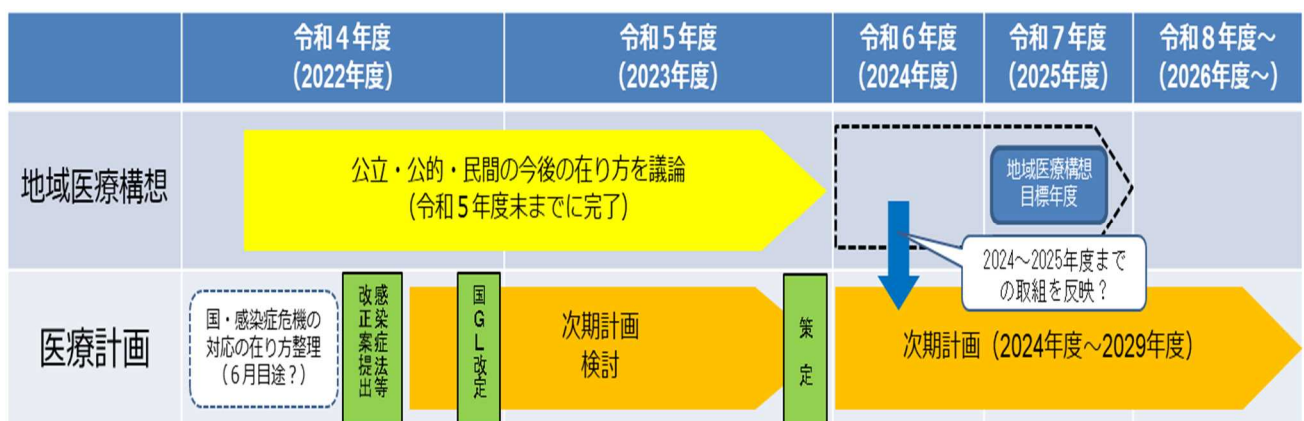
医療計画については、令和4年度後半より次期計画の策定に向けた検討を開始し、令和5年度末に策定。

地域医療構想については、令和4年度より各地域の調整会議で議論を再開。

調整会議の議題は以下を想定。

- ・ 再検証対象医療機関の今後の在り方
- ・ 各医療機関が担っている、国が分析対象としなかった医療機能（回復期、慢性期、外来機能、新興感染症等の感染拡大時における機能）に係る診療実績の状況（県独自にデータ分析）
- ・ 民間医療機関の今後の在り方とそれを踏まえた公立・公的・民間病院の役割分担

これらの議論の結論を、令和5年度末までに得る。



< 改正の背景 >

新興感染症等の感染拡大時には、広く一般の医療提供体制にも大きな影響（一般病床の活用等）

機動的に対策を講じられるよう、基本的な事項について、あらかじめ地域の行政・医療関係者の間で議論・準備を行う必要

< 改正の概要 >

都道府県が作成する「医療計画」の記載事項に「新興感染症等の感染拡大時における医療」を追加

詳細（発生時期、感染力等）の予測が困難な中、速やかに対応できるよう予め準備を進めておく点が、災害医療と類似
いわゆる「5事業」に追加して「6事業」に

5事業：救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療、小児医療（小児救急医療を含む）

今後、厚生労働省において、計画の記載内容（施策・取組や数値目標など）について詳細な検討を行い、「基本方針」（大臣告示）や「医療計画作成指針」（局長通知）等の見直しを行った上で、各都道府県で計画策定作業を実施

第8次医療計画（2024年度～2029年度）から追加

具体的な記載項目（イメージ）

【平時からの取組】

感染拡大に対応可能な医療機関・病床等の確保
 （感染拡大時に活用しやすい病床や転用しやすいスペースの整備）

感染拡大時を想定した専門人材の確保等
 （感染管理の専門性を有する人材、重症患者に対応可能な人材等）

医療機関における感染防護具等の備蓄

院内感染対策の徹底
 クラスタ発生時の対応方針の共有 など

【感染拡大時の取組】

受入候補医療機関

場所・人材等の確保に向けた考え方

医療機関の間での連携・役割分担 など

（感染症対応と一般対応の役割分担、医療機関間の応援職員派遣）

引き続き、厚生科学審議会感染症部会等における議論の状況も踏まえつつ、記載項目や、施策の進捗状況を確認するための数値目標等について、具体化に向け検討。

第8次医療計画に向けた取組（全体イメージ）

国資料

国

都道府県

		医療計画			
		新興感染症	地域医療構想	医師確保計画	外来医療計画
R3 [2021]	4～6月	医療部会（6/3）			外来機能報告等に関するWG開催
	7～9月	第8次医療計画等に関する検討会 開催			
	10～12月	地域医療構想及び医師確保計画に関するWG開催			
	1～3月	<ul style="list-style-type: none"> 総論（医療圏、基準病床数等） 各論（5疾病、6事業、在宅等） について各検討会等での議論の報告	感染症対策に関する検討の場と連携しつつ議論	地域医療構想の推進	ガイドライン改正に向けた検討
R4 [2022]	4～6月				
	7～9月				
	10～12月	報告書取りまとめ（基本方針改正、医療計画作成指針等の改正等）		報告書取りまとめ（ガイドライン改正等）	報告書取りまとめ（ガイドライン改正等）
	1～3月	基本方針改正（告示） 医療計画作成指針等の改正（通知）		ガイドライン改正（通知）	ガイドライン改正（通知）
R5 [2023]	第8次医療計画策定			次期医師確保計画策定	次期外来医療計画策定
R6 [2024]	第8次医療計画開始			次期医師確保計画開始	次期外来医療計画開始
R7 [2025]					

- 中長期的な人口構造の変化に対応するための地域医療構想については、その基本的な枠組み（病床必要量の推計など）を維持しつつ、着実に取組を進めていく必要があるが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、地域医療構想に関する取組の進め方については、都道府県に可能な限りの対応をお願いする一方で、厚生労働省において改めて整理の上、お示しすることとしていた。（具体的対応方針の再検証等の期限について（令和2年3月4日及び8月31日付け通知））

今後、各都道府県において第8次医療計画（2024年度～2029年度）の策定作業が2023年度までかけて進められることとなるが、その際には、各地域で記載事項追加（新興感染症等対応）等に向けた検討や病床の機能分化・連携に関する議論等を行っていただく必要があるため、その作業と併せて、2022年度及び2023年度において、地域医療構想に係る民間医療機関も含めた各医療機関の対応方針の策定や検証・見直しをお願いしたい。その際、各都道府県においては、今回の新型コロナウイルス感染症の感染拡大により病床の機能分化・連携等の重要性が改めて認識されたことを十分に考慮いただきたい。

また、検討状況については、定期的に公表をお願いしたい。

厚生労働省においては、改正医療法を受け、第8次医療計画における記載事項追加（新興感染症等対応）等に向けて、検討状況を適時・適切に各自治体と共有しつつ、「基本方針」や「医療計画作成指針」の見直しを行っていくこととしている。この検討状況については、適宜情報提供していくので参考とされたい。

地域医療構想の推進の取組は、病床の削減や統廃合ありきではなく、各都道府県が、地域の実情を踏まえ、主体的に取組を進めるものであり、厚生労働省においては、各地域における検討状況を適時・適切に把握しつつ、自主的に検討・取組を進めている医療機関や地域について、その検討・取組を「重点支援区域」や「病床機能再編支援制度」等により支援していく。

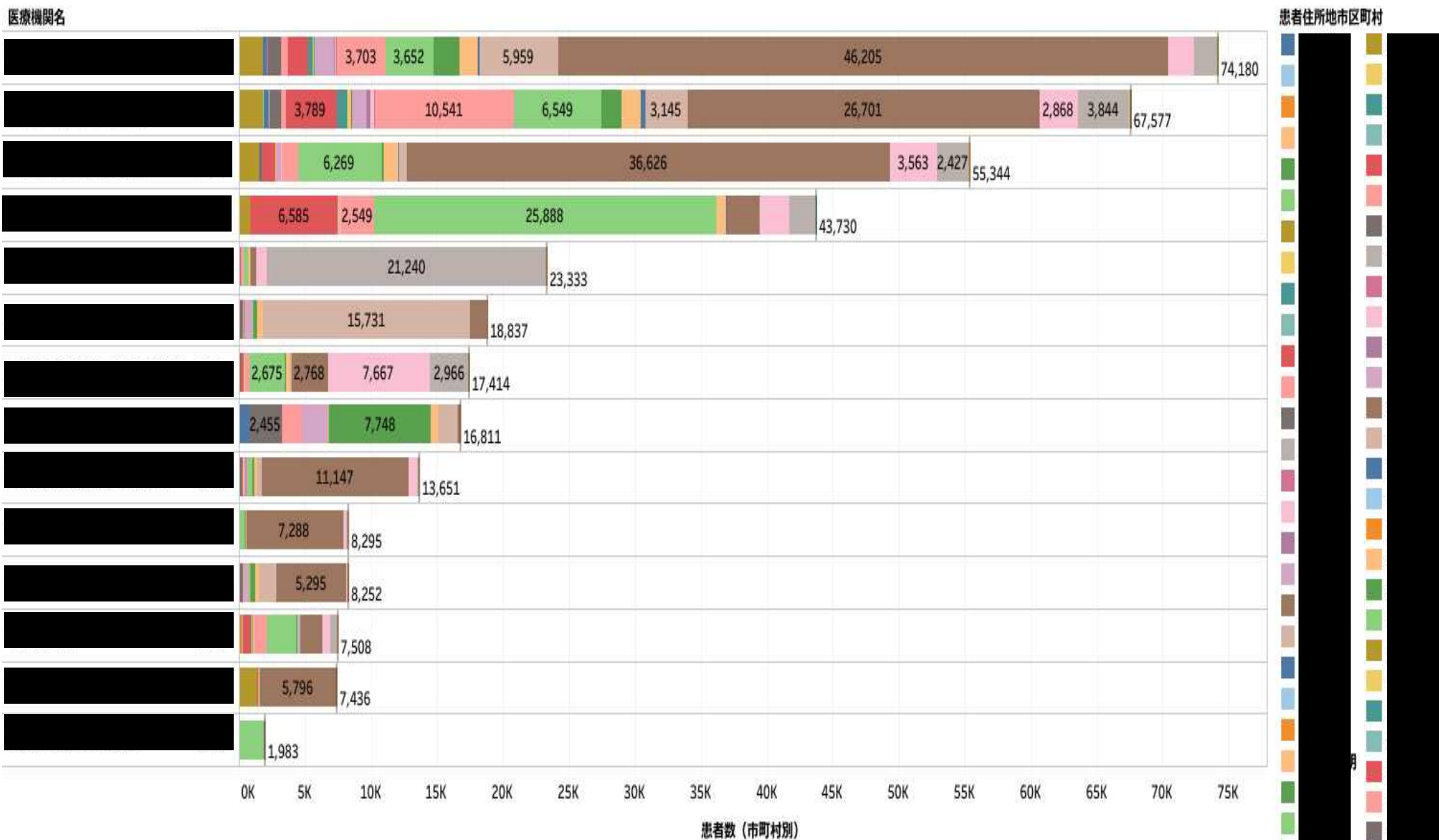
30 地域医療構想の実現、大都市や地方での医療・介護提供に係る広域化等の地域間連携の促進

- a. 第8次医療計画（2024年度～2029年度）における記載事項追加（新興感染症等対応）等に向けて、検討状況を適時・適切に各自治体と共有しつつ、「基本方針」や「医療計画作成指針」の見直しを行う。
中長期的な人口構造の変化に対応するための地域医療構想については、その基本的な枠組み（病床必要量の推計など）を維持しつつ、着実に取組を進めていく。
- b. 各都道府県において第8次医療計画（2024年度～2029年度）の策定作業が2023年度までかけて進められることとなるため、その作業と併せて、2022年度及び2023年度において、地域医療構想に係る民間医療機関も含めた各医療機関の対応方針の策定や検証・見直しを求める。
また、検討状況については、定期的に公表を求める。
各地域における検討状況を適時・適切に把握しつつ、自主的に検討・取組を進めている医療機関や地域については、その検討・取組を「重点支援区域」や「病床機能再編支援制度」等により支援する。
- c. 都道府県が運営する地域医療構想調整会議における協議の促進を図る環境整備として、広く地域の医療関係者等が地域医療構想の実現に向けて取り組むことができるよう、議論の促進に必要と考えられる情報・データの利活用の在り方、地域医療構想調整会議等における議論の状況の「見える化」やフォローアップの在り方等について、法制上の位置付けも含め、自治体と丁寧に検討の上、地域医療構想を着実に進めるために必要な措置を講ずる。
- d. 地域医療構想の議論の進捗状況を踏まえつつ、各都道府県において、第8次医療計画を策定する。

県から提供する分析データの例 (外来機能 ~ 外来医療の実施状況 ~)

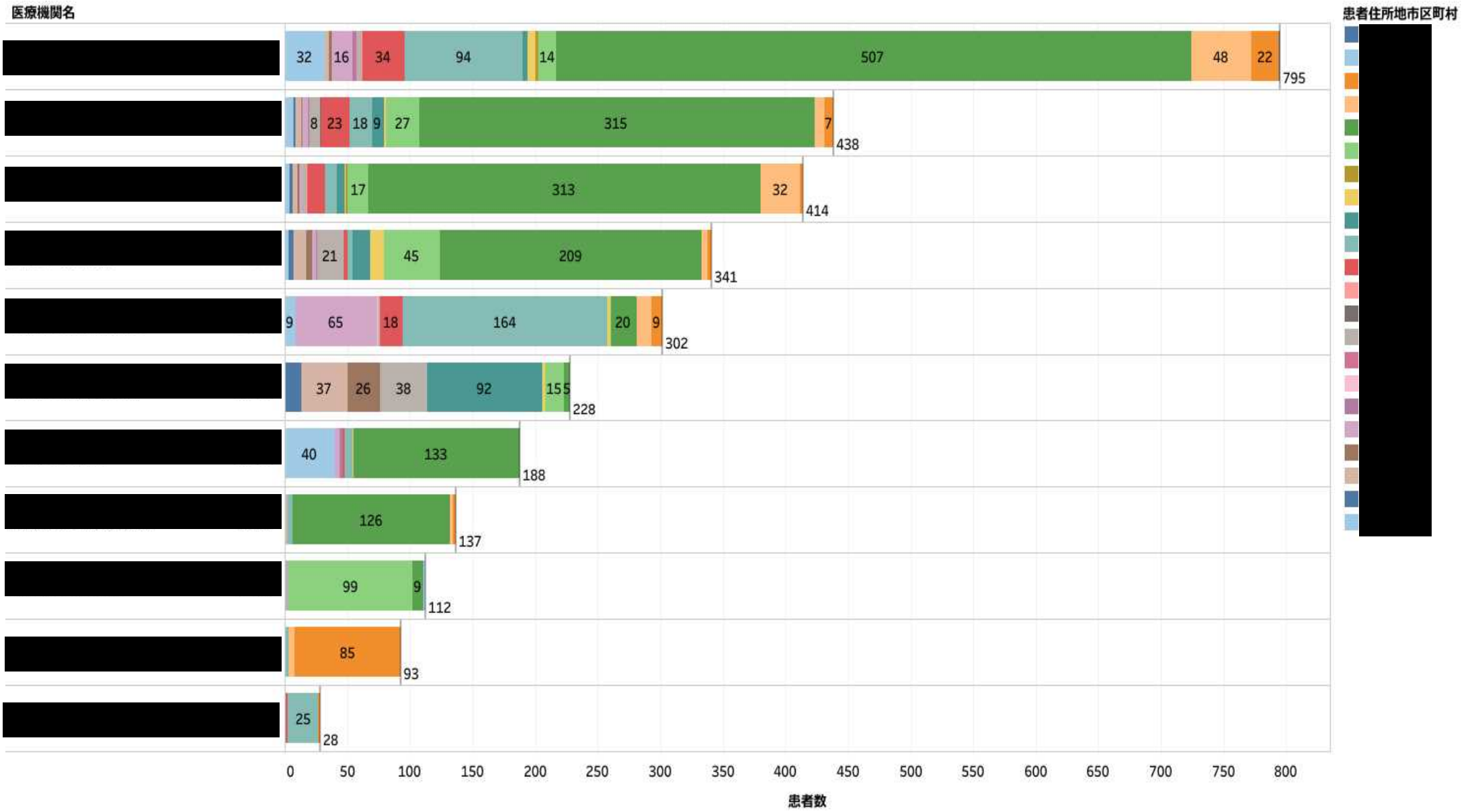
県内各病院の外来機能を評価する指標として、外来診療を実施した患者数及び患者の受療動向(どの地域から患者を受け入れているか)を分析。

【 医療圏の場合】



県内各病院の回復期機能を評価する指標として、他の医療機関からの急性期を経過した患者又は在宅や介護施設等で急性増悪した患者の受入実績を集計。

【 医療圏の場合 】



県から提供する分析データの例（慢性期機能～長期療養患者の受入状況～）

県内各病院の慢性期機能を評価する指標として、医療区分ごとの長期療養患者の受入状況（3年分）を集計。

【 医療圏の場合】

